

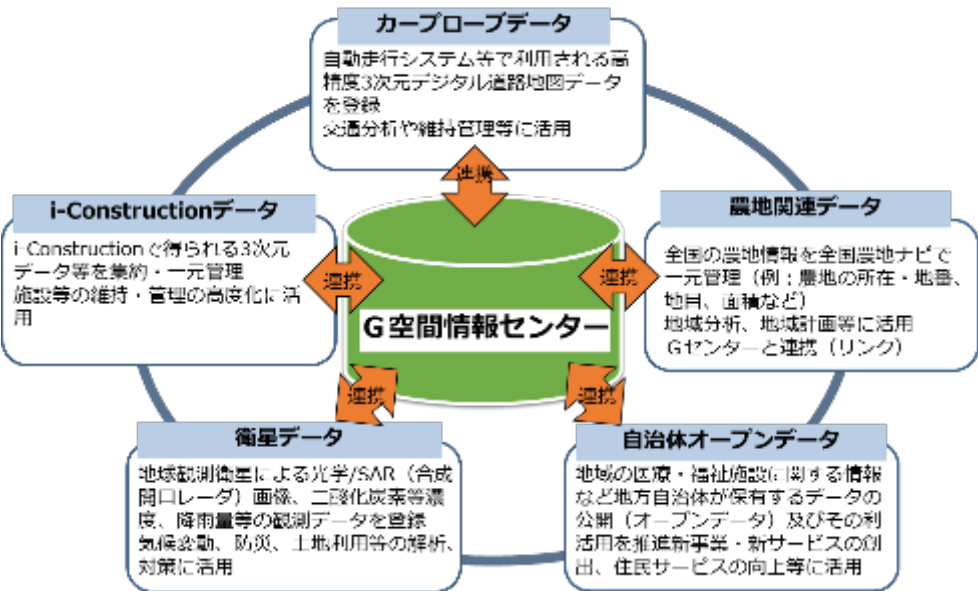
# データプラットフォーム関連施策の動向

平成29年2月21日

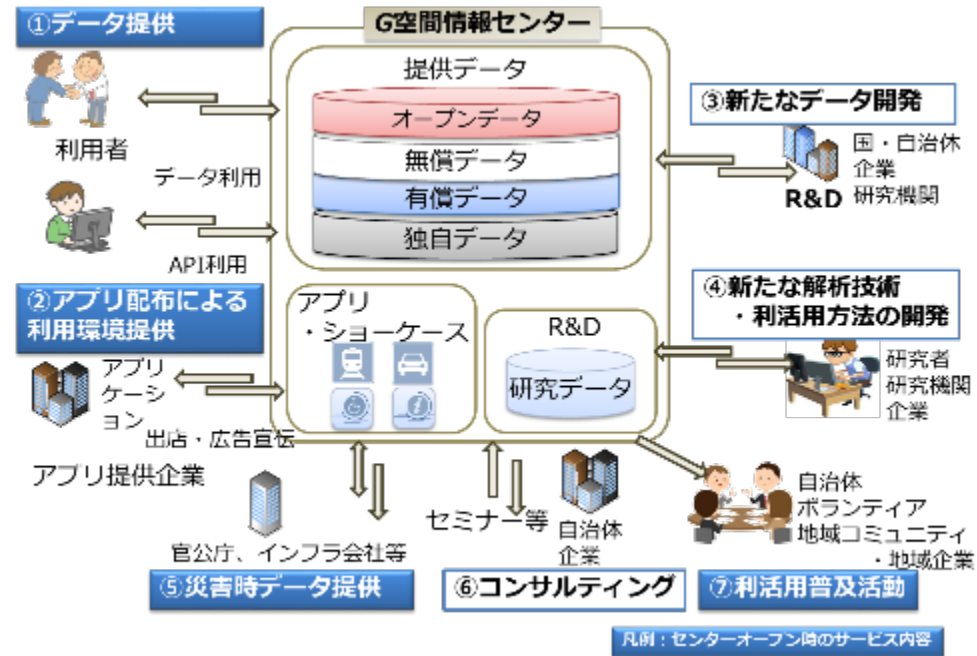
内閣府 宇宙開発戦略推進事務局

# G空間情報センター

- U 昨年11月24日に運用を開始した、産学官の保有する様々な地理空間情報を一元的に提供する初めてのデータプラットフォーム。国・自治体が提供する地図情報等の基盤的情報や、民間企業から提供されるデータ等、496のデータセットを公開(2017年1月31日時点)。
- U 今後は単なるデータ提供だけでなく、データの利活用事例のショーケース化やアプリの提供・紹介、アイデアソンやハッカソンの開催により、さらなる利活用の促進を図っていく予定。



政府情報との連携(イメージ)



今後のサービス展開(イメージ)

(出典) 国土交通省資料を基に内閣府作成

# 地域経済分析システム (RESAS: Regional Economy Society Analyzing System)

- U 地域経済に関するビッグデータ(各種統計、企業間取引データ等)を地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」し、地方自治体等の様々な主体による地方創生の取組を情報面から支援するため、平成27年4月より国が提供しているシステム(クラウドサービス上で提供)。
- U 誰もが直感的に使える分かりやすい画面操作が特徴。政策アイデアコンテストの開催等、利活用を促進するための取組を実施。昨年11月よりAPIによるデータ提供も開始。

## RESASの画面例と分析が可能な内容(一部抜粋)

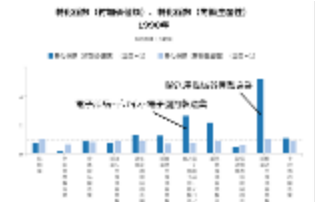
## 地方創生 政策アイデアコンテスト2016

U RESASを活用して自らの地域を分析し、地域を元気にする政策アイデアを一般から募集(全国から約700件の応募)

### 産業マップ

### 地域経済循環マップ

### 農林水産業マップ



産業の構成、雇用・売上で地域を支える産業など

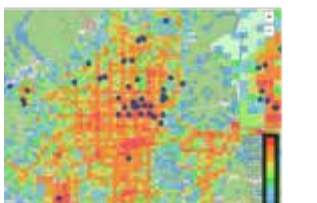
自治体の生産・分配・支出におけるお金の流れなど

農林水産業の販売金額の割合・経営者の年齢など

### 観光マップ

### 人口マップ

### 消費マップ



人の流れや、インバウンド観光の動向など

人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出など

卸・小売の状況、飲食料品等のPOSデータなど

### 高校生以下の部

「長野県の負のスパイラル大問題！！  
「昆虫食」で解決します！！  
(長野県松本県ヶ丘高等学校  
内田 佑香、横山 瑠奈)



### 企業別花火図

企業間の取引関係を画面上に表示  
(例：石川県・福井県、繊維工業)

### 大学生以上一般の部

「糸島版マーケティングモデルで地域産業のやる気も出る～福岡県糸島市に新ブランドを創出し、地域経済を豊かにする～」  
(岡 祐輔(福岡県糸島市役所))



# 官民データ活用推進基本法の概要

**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

## 第1章 総則

「官民データ」とは、電磁的記録（1）に記録された情報（2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）

- 1 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
- 2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

### 基本理念

IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）

**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）

**官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案**により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）

官民データ活用の推進に当たって、

- **安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等**が害されないようにすること（3条4項）
- 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**（3条5項）
- 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**（3条6項）
- **多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）
- **AI、IoT、クラウド等**の先端技術の活用（3条8項）

国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）

法制上の措置等（7条）

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

## 第3章 基本的施策

- 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- 地方公共団体への協力（27条）

## 附則

- 施行期日は公布日（附則1項）
- 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）